

Q 1 厚生労働省放課後児童健全育成事業実施要綱【別添5】によると、対象事業の制限は「他の国庫補助を受ける場合には、本事業の対象とならない」とあるが、仮に他事業の送迎に要する車両と本事業の送迎を併用利用する場合、その対象車両が国庫補助対象により取得したものでなく、補助対象外として自費取得した車両であった場合かつ本事業に要した燃料費が客観的に算定出来る場合については支給対象となるのか。また、支給対象とならない場合、対象事業の制限の「国庫補助を受ける場合」とは、例えば高齢者介護サービスにおいて送迎にかかる燃料費を介護報酬として算定している場合がこれに該当するという解釈で良いか。

A 1 自費取得した車両を他事業と本事業の併用で使用する場合、燃料費の切り分けが客観的かつ厳密に算出できること、また明確な説明ができれば補助の対象となります。

「国庫補助を受ける場合」とは、国や県等の公的機関からの補助金を指すもので、利用者から徴収した費用は該当しません。

なお、利用者から送迎にかかる費用を徴収した場合、その費用を充当することになるので補助の活用はできません。

**Q 2 消耗品費加算額について、「補助基準額を上回って消耗品等を支出した場合」とは、購入が認められる物品の範囲や状況の定めはありますか？
具体的にどのようなケース、物品等が該当するのでしょうか。
購入後の理由書等が必要になるのでしょうか？**

A 2 補助基準額とは、国や県の補助金交付を受ける対象となる経費ですが、限度額があり、すべての額をカバーできない場合があります。消耗品費については、比較的支出額が大きくなることが想定され、カバーできなかった部分を市が独自の財源で補助をするものです。

具体的には、手洗い石けんやティッシュ等の日用品のほか、折り紙や教材等を予定しています。また、事業所を併用して使用する等の場合は、あくまでも当該補助対象事業の範囲で必要な経費が対象となるため、客観的かつ厳密な切り分けが必要です。

Q 3 「障がい児の受入に必要となる専門的知識を有する放課後児童支援員等を加配する場合」の人員基準及び専門的知識を有する放課後児童支援員の定義は。

A 3 障がい児の受入に必要となる専門的知識を有する放課後児童支援員等について、人員基準はありませんが、配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るための事業であることを理解し、適正な人員配置を行う必要があります。

専門的知識を有する放課後児童支援員とは、有する資格や経歴等から専

門的知識を有するかを判断します。

また、「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障がい児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的な知識や技術等の習得に努める必要があります。